

# 人権が尊重される 明るく住みよい まちをめざして

～8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です～



人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間らしく幸せに生きる権利です。しかし、私たちの周りには「偏見」や「差別」といった、人権に関わるさまざまな問題があります。正しい認識を深め、どうすれば解決できるのか、家族や友人などと話し合ってみましょう。

## 同和問題 一部落差別の解消に向けてー

- 日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分差別で、生まれ育った場所などを理由に、日常生活や結婚の際に差別を受ける我が国固有の人権問題です。
- 差別のない社会を実現することを目的として平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、令和4年7月に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

### 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」

この条例では具体的に次の4つの行為を禁止しています。

- 1 図書や地図、その他の資料の公表または流布  
例:同和地区の所在地が記載された図書などを公表するなど
- 2 インターネットの利用による情報の提供  
例:同和地区を訪問し動画をアップロードするなど
- 3 結婚または就職に際しての身元調査  
例:結婚相手や就職活動を行う者が同和地区出身であるかを調査するなど
- 4 土地建物などを取引の対象から除外するための調査  
例:不動産取得時に、その土地が同和地区であるかを調査するなど



### あなたのその書き込み大丈夫？

インターネットやSNSは誰でも簡単・気軽に利用できますが、書き込む前にもう一度確認しましょう。他人を傷つけ自分も加害者にならないために！

- 誹謗中傷する内容になっていませんか
- 差別的な表現になっていませんか
- 事実を確認しないで書き込んでいませんか

問い合わせ…総務課 ☎048-271-9229 FAX048-258-1118

## 介護サービスを利用される皆さまへ

# STOP ハラスメント行為

介護サービスを  
安全・安心に提供  
できるようご協力ください

介護現場で働く介護職員が安心して働ける環境を整えることは、介護サービスを利用する皆さまへの適切なサービスの提供につながります。介護職員に対するハラスメント行為の防止にご理解・ご協力をお願いします。

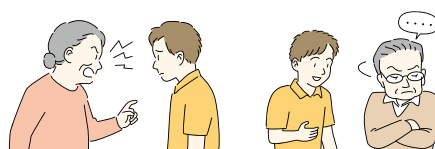
### 身体的な暴力

体をたたく、物を投げるなどの行為



### 精神的な暴力

威圧的な態度で接する、怒鳴る、無視するなどの行為

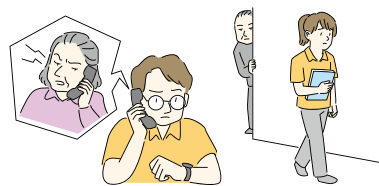


### セクシュアルハラスメント

必要もないのに体を触る、性的な話をするなどの行為



### その他のハラスメント



長時間の電話、  
特定の職員に  
つきまとう  
などの行為

気付かずに  
していませんか？

※認知症など、病気や障害の症状として現れる言動を除きます。

問い合わせ…介護保険課 ☎048-259-7293 FAX048-258-7493